

2. 平成30年度介護保険制度改正について

居宅介護支援事業者の指定権限の移譲について

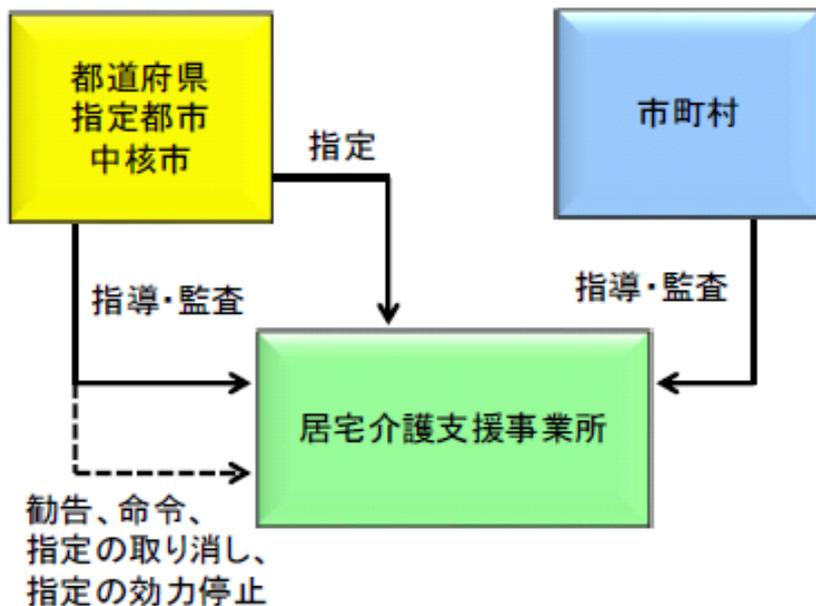
資料4

【平成26年改正時に対応】

○ 居宅介護支援事業者の指定権限について、都道府県から市町村に移譲する。(平成30年4月施行)

※ 大都市等の特例により、指定都市及び中核市については、既に指定権限が移譲されている。

< 現行 >



< 平成30年4月以降 >

